

五監公告第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和4年3月30日

五 泉 市 監 査 委 員

酒 井 俊 明

佐 藤 浩

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

定期監査

3. 監査の対象

上下水道局（下水道事業）

4. 監査の範囲

令和3年度の財務に関する事務、事業の執行等

5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和4年3月1日～令和4年3月24日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理の一部に不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

労働基準法第36条に基づく労使協定を締結せずに時間外勤務を命じている。公営企業である下水道事業は、労働基準法第33条第3項により官公署の事業から除外となっているため、時間外勤務を命ずるには、この協定を締結し労働基準監督署に届け出なければならないことになっている。適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

下水道事業特別会計から公営企業会計に移行し2年が経過する。経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上や、弾力的な経営による住民ニーズへの迅速な対応、事務の効率化、住民サービスの向上等、公営企業会計導入の利点を活かし、併せて、下水道接続率の向上、受益者負担金等の滞納に対する取り組みを積極的に推進し、健全かつ持続可能な経営に努められたい。